

入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和6年6月26日付け令和6年石狩湾新港管理組合告示第21号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

支出負担行為担当者 石狩湾新港管理組合 管理者 鈴木 直道

2 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量 乗用自動車の賃貸借（1台分） 一式
（1月当たりの単価）

(2) 契約の目的の仕様等 別紙仕様書による

(3) 契約期間 令和6年12月15日から令和11年12月7日まで。

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 石狩湾新港管理組合（石狩市新港南2丁目725-1）

3 入札に参加する者に必要な資格

令和6年石狩湾新港管理組合告示第21号に規定する物品の賃貸借（自動車）に関する資格を有すること。

4 一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和6年6月26日（水）から令和6年7月10日（水）まで

イ 申請の方法 競争入札参加資格審査申請書及び必要な添付書類を提出すること。

ウ 申請書類の提出先 石狩市新港南2丁目725-1 石狩湾新港管理組合総務グループ

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

石狩市新港南2丁目725-1

石狩湾新港管理組合総務部総務グループ

6 入札書の提出方法等入札執行の場所及び日時

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所 北海道石狩市新港南2丁目725-1

石狩湾新港管理組合総務部総務グループ

(2) 入札書の受領期限 令和6年7月30日（火）午前9時30分

(3) 入札書の提出方法 郵送により提出すること。

ア 二重封筒とし、外封及び中封に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「「乗用自動車の賃貸借」の入札書在中」の旨を記載し、入札書は上記6(2)の受領期限までに上記6(1)宛てに送付すること。

イ 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。

(4) 開札場所及び日時 北海道石狩市新港南2丁目725-1

石狩湾新港管理組合大会議室

令和6年7月30日（火）午前9時30分

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

8 送付による入札の可否

認める。

9 落札者の決定方法

(1) 石狩湾新港管理組合財務規則（昭和 53 年規則第 7 号。以下「財務規則」という。）第 98 条第 1 項の規定により定めた予定価格（1 月当たりの単価）の範囲内で最低の価格（1 月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(2) 入札結果は、ファクシミリにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者及びその入札価格を通知する。

また、落札者については後日決定し、当該落札者及びその他の入札者に対して郵送で通知する。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより石狩湾新港管理組合が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

11 契約書作成の要否

要

12 その他

(1) 無効入札

開札の時に於いて、3 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第 101 条各号に掲げる入札及び公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 石狩湾新港管理組合総務部総務グループ

イ 所在地 郵便番号 061-3244 石狩市新港南 2 丁目 725-1

電話番号 0133-64-6661

(4) 入札の取りやめ

初度の入札において、入札者が 1 人の場合であっても、入札を執行する。

(5) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(6) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(7) その他

入札公告及び入札説明書のほか、物品競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。